

訪問リハビリテーション 利用料金表

訪問リハビリテーション利用料（1割負担） (単位；円)

利用料項目	要介護者
基本報酬（20分1回）	308
サービス提供体制強化加算（I） ※1	6
1日当たりの負担額 （当施設の場合 1日2回の実施）	628
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※2	介護サービス費の100分の15
リハビリテーションマネジメント加算（イ） ※3	1月あたり 180
事業所の医師が説明し同意を得た場合 ※4	上記に加えて 1月あたり 270
短期集中リハビリテーション実施加算 ※5	200

訪問リハビリテーション利用料（2割負担） (単位；円)

利用料項目	要介護者
基本報酬（20分1回）	616
サービス提供体制強化加算（I） ※1	12
1日当たりの負担額 （当施設の場合 1日2回の実施）	1,256
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※2	介護サービス費の100分の15
リハビリテーションマネジメント加算（イ） ※3	1月あたり 360
事業所の医師が説明し同意を得た場合 ※4	上記に加えて 1月あたり 540
短期集中リハビリテーション実施加算 ※5	400

訪問リハビリテーション利用料（3割負担） (単位；円)

利用料項目	要介護者
基本報酬（20分1回）	924
サービス提供体制強化加算（I） ※1	18
1日当たりの負担額 （当施設の場合 1日2回の実施）	2,826
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※2	介護サービス費の100分の15
リハビリテーションマネジメント加算（イ） ※3	1月あたり 540
事業所の医師が説明し同意を得た場合 ※4	上記に加えて 1月あたり 810
短期集中リハビリテーション実施加算 ※5	600

【別表 - 1の利用料項目※1～5の内約】

- ※1 訪問リハビリテーションを利用者に直接提供するリハビリテーション専門職のうち、勤続年数が7年以上の者がいる場合に算定します。
- ※2 厚生労働大臣が定める特別地域に所在する事業所が訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。1月の介護サービス費の合計の100分の15に相当する額が「特別地域訪問リハビリテーション加算」として、1月につき加算されます。
- ※3 リハビリテーション会議を開催し、訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。
- ※4 上記に加えて、訪問リハビリテーション計画について、事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た場合に算定します。
- ※5 退院(所)日、又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週に概ね2日以上、20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。